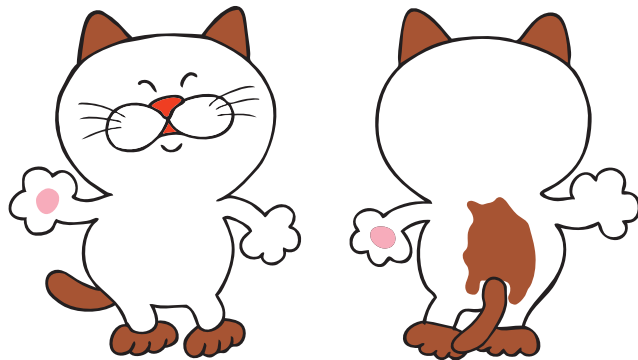


## にゃんと氏 キャラ紹介



### にゃんと氏

生まれも育ちも東京・神楽坂。芸者衆のつまびく小唄端唄が子守歌。  
生まれながらの背中の中のブチ模様が南砺市の地形とそっくりだと知り、  
「これは運命に違いない！」と自ら地域おこし協力隊に志願して南砺市へやってきた。  
南砺七地域の猫に七変化して、南砺市の魅力を伝えるべく奮闘中。  
富山弁を勉強中で、覚えてたての方言をむやみに使いがち。



城端



福光



福野



井波



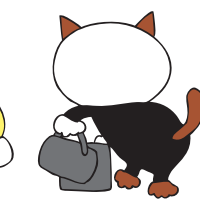
井口



五箇山



利賀



# キャラクター制作例



ポーズ・・・1点      10,000 円（税別）



ポーズ・・・1点      10,000 円（税別）

ポーズ・・・1点      10,000 円（税別）



ポーズ・・・1点      10,000 円（税別）

ポーズ・・・1点      10,000 円（税別）

オリジナルキャラクターデザイン・・・1点      40,000 円（税別）～

※要望により異なる

# 「にゃんと氏（にゃんと市観光協会）」キャラクター及びロゴの使用に関する規程

## （趣旨）

第 1 条 この規程は、別記「にゃんと氏（にゃんと市観光協会）」キャラクター等の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

## （申請者）

第 2 条 キャラクター等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、南砺市出身者、南砺市応援市民、南砺市内在住の個人又は南砺市内に本社又は事業所を有する事業者及び団体に限る。

## （使用申請）

第 3 条 申請者（次の各号に掲げる者を除く。）は、キャラクター等無償使用承認申請書を事務手続きを代行する「一般社団法人南砺市観光協会（以下、「観光協会」という。）」に提出しなければならない。

- （１）南砺市（観光協会も含む）
- （２）報道機関等（報道等の目的に使用する場合に限る）
- （３）にゃんと氏プロジェクト
- （４）前各号に掲げるもののほか、観光協会が特に認める者

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。

- （１）申請者の概要がわかる書類
- （２）前号に掲げるもののほか、観光協会が必要であると認める書類等

## （使用承認等）

第 4 条 観光協会は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認める場合は、キャラクター等使用（変更）承認通知書により申請者に通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクター等使用（変更）不承認通知書により申請者に通知する。

- （１）法令及び公序良俗に反する場合
- （２）政治、宗教、思想等の活動に利用する場合
- （３）「にゃんと氏（にゃんと市観光協会）」のイメージを損なうおそれがある場合
- （４）南砺市、及び観光協会の信用又は品位を害するおそれがある場合
- （５）その他、観光協会、にゃんと氏プロジェクトが定める要件に該当しない場合

2 前項の規定によりキャラクター等の使用承認を受けた者（以下、使用者）は、キャラクター等が無償で使用する事ができる。

## （使用上の遵守事項）

第 5 条 使用者は、承認に際し次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- （１）申請書にて許諾された使用内容のみに利用すること
- （２）別紙、仕様説明書通りに利用すること、但し形状などの理由で遵守が困難な場合は要相談
- （３）使用に係る物件の完成品を提出すること、但し提出が困難な場合は要相談（写真の提出等）
- （４）使用に関わる完成品については著作権表示と番号を必ず記載すること

通常表記：NYANTOSHI#000 短縮表記：NNTS#000

- （５）前項に掲げるもののほか、観光協会、にゃんと氏プロジェクトが必要であると認める条件

## （変更・追加の申請）

第 6 条 使用者が使用許諾の内容について変更・追加しようとする場合は、速やかに使用変更・追加承認申請書を観光協会へ提出し、承認を受けなければならない。

2 承認基準は前条第 3 条に準ずる、変更の可否審査後、変更承認通知書又は不承認通知書を使用者に通知する。

(承認の取り消し)

第 7 条 次のいずれかに該当する場合は使用許諾を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取り消しの日から使用することはできないものとする。

(1) 使用者が第 4 条の使用許諾に付した条件に違反した場合

(2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合

(3) その他キャラクター等の利用継続が不相当であると認められた場合

2 観光協会は前項の規定による使用許諾の取り消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 観光協会は、使用者にキャラクター等の利用状況等について調査、報告させることができるものとする。

(情報の公開・告知)

第 8 条 観光協会はキャラクター等の使用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、キャラクター等の使用許諾の状況等について情報を公開することができる。

2 使用者の利用方法や使用状況など観光協会が使用促進やイメージ向上につながると認められる情報については相互に協力し周知・告知活動を行うものとする。

(損失補償等やその他責任)

第 9 条 観光協会は、キャラクター等の使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクター等を使用した、物品等により第三者に不利益や損害等を与えた場合は、これに対し全責任を負い、真摯に対応、処理しなければならない。

3 使用者は、キャラクター等の使用に際して過失の有無を問わず観光協会に損害を与えた場合は、発生した損害を観光協会に賠償しなければならない。

(その他)

第 10 条 この規定に定めるもののほか、キャラクター等の使用に関し必要な事項は観光協会が別に定める。

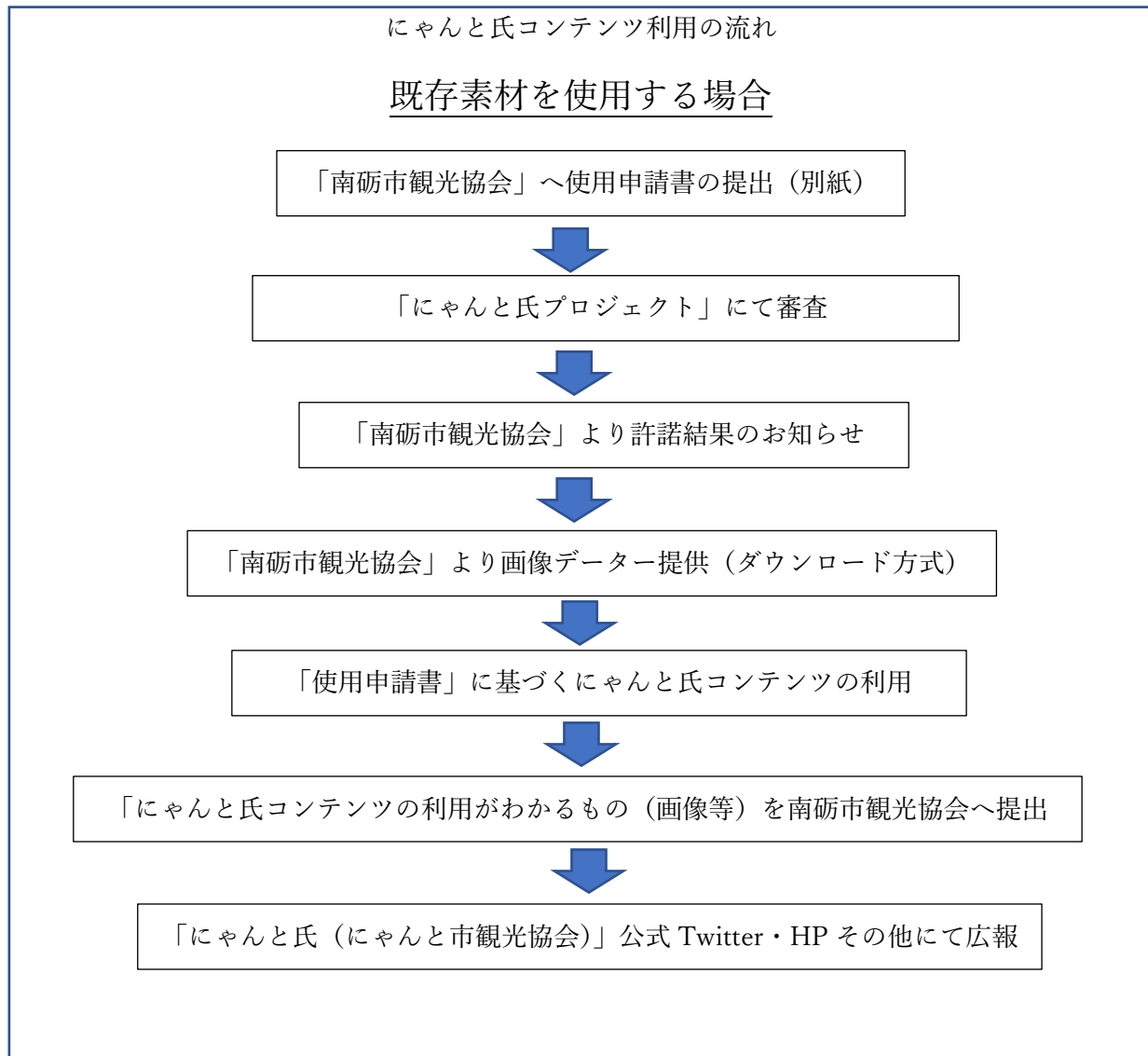
附 則

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から実施する

## 「にゃんと氏（にゃんと市観光協会）」キャラクター既存素材無償使用について

### 概要

にゃんと氏コンテンツを使用する商品・販促グッズ・プレゼント品などについての使用申請書を提出して頂き、「にゃんと氏プロジェクト」にて審査させていただきます。



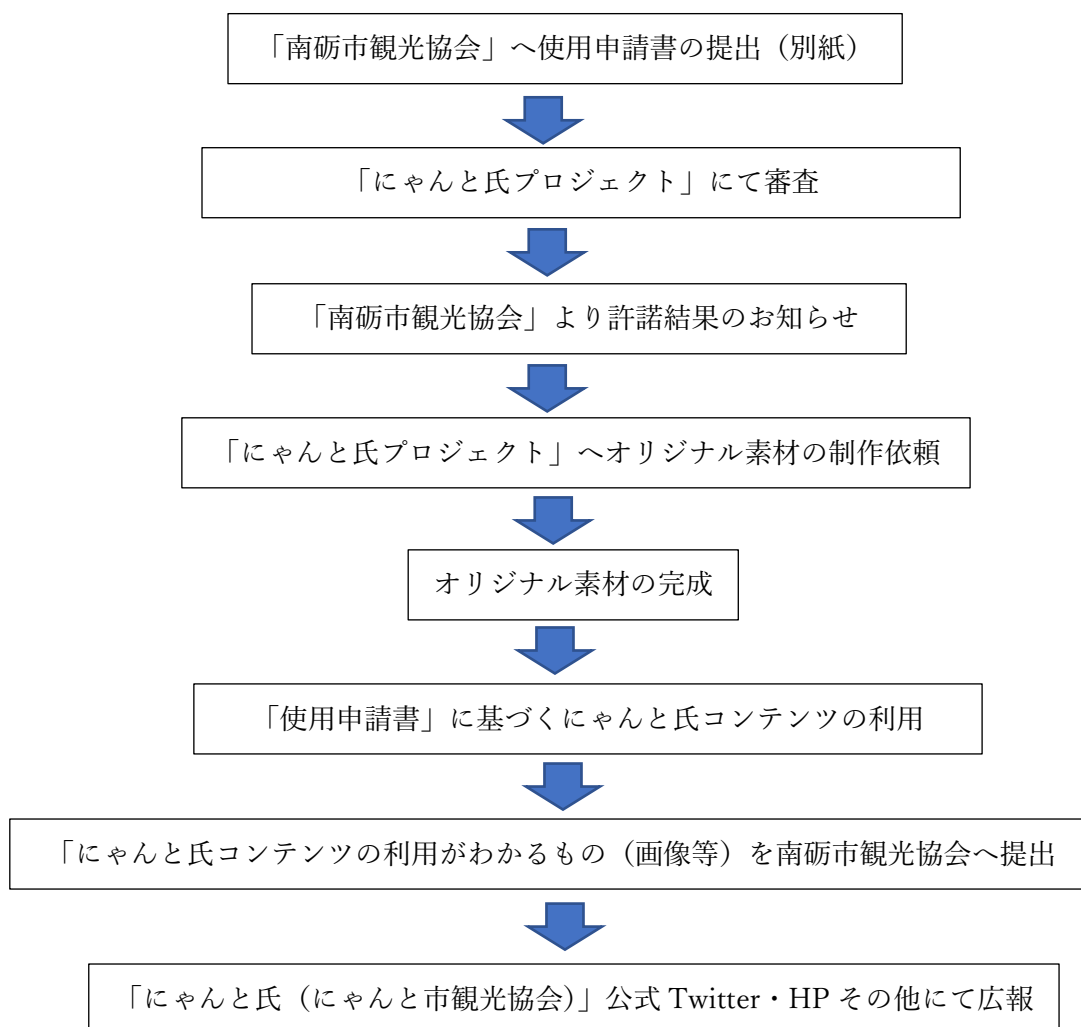
「にゃんと氏（にゃんと市観光協会）」キャラクターオリジナル素材の有償使用について

## 概要

にゃんと氏コンテンツを使用する商品・販促グッズ・プレゼント品などについての使用申請書を提出して頂き、「にゃんと氏プロジェクト」にて審査させていただきます。

### にゃんと氏コンテンツ利用の流れ

#### 新規オリジナル素材を制作し、使用する場合



「にゃんと氏（にゃんと市観光協会）」キャラクター既存素材の無償使用必要事項

◆にゃんと氏使用許諾申請窓口

（一社）南砺市観光協会

電話 0763-62-1201

FAX 0763-62-1202

- 使用許諾申請は南砺市出身者、南砺市応援市民、南砺市内在住の個人又は南砺市内に本社又は事業所を有する事業者及び団体に限る。
- 使用許諾後、（一社）南砺市観光協会よりキャラクター既存素材の無償提供を行います。
- 使用許諾を受けた使用者は、QRコードもしくはURLを表記する。（任意）
- 使用許諾を受けた使用者は、「にゃんと氏」の著作権表示と番号を組み合わせ下記表記を必ず表記する。

通常表記：©NYANTOSHI # 000 短期表記：©NNTS # 000

例：ポスター等印刷物は同時記載、小さい商品、記載が難しい商品はタグ等又はパッケージに記載

- 下記、既存素材の変更は不可とします。ただし、にゃんと氏のオリジナル素材を有償で新規制作。使用する場合には「にゃんと氏（にゃんと市観光協会）キャラクターオリジナル素材の有償使用について」をご確認ください。



※上記サンプルのように著作権表示を記載し、デザイン上の問題がなければQRコードもしくはURLの記載をお願い致します。

- 出来上がった完成品は必ず観光協会へ提出して下さい。（写真等でも可）
- 利用状況がわかるもの（写真等）を観光協会へご提出ください。公式SNS等にて情報発信致します。
- 使用許諾後、デザイン、大きさ、色、使用期間など変更がある場合には変更・追加申請を必ず提出して下さい。

## 「にゃんと氏（にゃんと市観光協会）」キャラクター既存素材の無償使用申請書

年 月 日

(あて先) 一般社団法人南砺市観光協会

会 長 川 合 声 一 殿

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名

※代表者 職・氏名

⑨

連絡先電話番号（担当者名）

「にゃんと氏（にゃんと市観光協会）」のキャラクター既存素材の無償使用について、規定により次のとおり申請します。

|                                                  |                                                                                         |    |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 使用目的<br>(キャラクターを<br>活用する事業など<br>の概要)             |                                                                                         |    |
| 使用区分                                             | 1. チラシ・広告・パンフレット・名刺等印刷物<br>2. 商品告知 POP・看板・広告・販促用品等<br>3. WEB ページ・ネット環境利用等<br>4. その他 ( ) |    |
| 具体的な内容<br>または仕様<br>(図面や版下のあ<br>るものは、その写<br>しを添付) | 使用素材＝図案 No. ○                                                                           |    |
| 使用対象物<br>(複数ある場合は<br>項目を列挙)                      | 対象物                                                                                     | 数量 |
| 使用期間                                             | 年 月 日から 年 月 日まで                                                                         |    |

※添付書類：申請者の概要がわかる書類



「にゃんと氏（にゃんと市観光協会）」キャラクター既存素材の無償使用（変更・追加）申請書

年 月 日

(あて先) 一般社団法人南砺市観光協会

会 長 川 合 声 一 殿

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名

※代表者 職・氏名

印

連絡先電話番号（担当者名）

「にゃんと氏（にゃんと市観光協会）」のキャラクター既存素材の無償使用について、規定により次のとおり変更・追加箇所を申請します。（変更・追加箇所のみ記入）

|                                                  |                                                                                         |     |     |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 使用目的<br>(キャラクターを<br>活用する事業など<br>の概要)             |                                                                                         |     |     |
| 使用区分                                             | 1. チラシ・広告・パンフレット・名刺等印刷物<br>2. 商品告知 POP・看板・広告・販促用品等<br>3. WEB ページ・ネット環境利用等<br>4. その他 ( ) |     |     |
| 具体的な内容<br>または仕様<br>(図面や版下のあ<br>るものは、その写<br>しを添付) | 使用素材＝図案 No. ○                                                                           |     |     |
| 使用対象物<br>(複数ある場合は<br>項目を列挙)                      | 対象物                                                                                     | 数量  |     |
| 使用期間                                             | 年 月 日から                                                                                 | 年 月 | 日まで |

※添付書類：申請者の概要がわかる書類

「にゃんと氏（にゃんと市観光協会）」キャラクターオリジナル素材の有償使用申請書

年 月 日

（あて先）一般社団法人南砺市観光協会

会 長 川 合 声 一 殿

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名

※代表者 職・氏名

㊞

連絡先電話番号（担当者名）

「にゃんと氏（にゃんと市観光協会）」のキャラクターオリジナル素材の有償使用について、規定により次のとおり申請します。

|                                      |                                                                                        |    |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 使用目的<br>（キャラクターを<br>活用する事業など<br>の概要） |                                                                                        |    |
| 使用区分                                 | 1. チラシ・広告・パンフレット・名刺等印刷物<br>2. 商品告知 POP・看板・広告・販促用品等<br>3. WEB ページ・ネット環境利用等<br>4. その他（ ） |    |
| キャラクター<br>オリジナル素材<br>のイメージ           | キャラ数、使用キャラ、キャライメージ、新規キャラ制作など                                                           |    |
| 使用対象物<br>（複数ある場合は<br>項目を列挙）          | 対象物                                                                                    | 数量 |
| 使用期間                                 | 年 月 日から 年 月 日まで                                                                        |    |

※添付書類：申請者の概要がわかる書類

様式第 004 号

「にゃんと氏（にゃんと市観光協会）」キャラクターオリジナル素材の有償使用（変更・追加）申請書

年 月 日

（あて先）一般社団法人南砺市観光協会

会 長 川 合 声 一 殿

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名

※代表者 職・氏名

⑨

連絡先電話番号（担当者名）

「にゃんと氏（にゃんと市観光協会）」のキャラクターオリジナル素材の有償使用について、規定により次のとおり変更・追加箇所を申請します。（変更・追加箇所のみ記入）

|                                      |                                                                                        |    |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 使用目的<br>（キャラクターを<br>活用する事業など<br>の概要） |                                                                                        |    |
| 使用区分                                 | 1. チラシ・広告・パンフレット・名刺等印刷物<br>2. 商品告知 POP・看板・広告・販促用品等<br>3. WEB ページ・ネット環境利用等<br>4. その他（ ) |    |
| キャラクター<br>オリジナル素材<br>のイメージ           | キャラ数、使用キャラ、キャライメージ、新規キャラ制作など                                                           |    |
| 使用対象物<br>（複数ある場合は<br>項目を列挙）          | 対象物                                                                                    | 数量 |
| 使用期間                                 | 年 月 日から 年 月 日まで                                                                        |    |

※添付書類：申請者の概要がわかる書類

令和 年 月 日

## 使用承認通知書

一般社団法人南砺市観光協会  
会 長 川 合 声 一<sup>⑩</sup>

(有)村上自動車整備工場 様

令和 年 月 日付け、申請を頂きました「にゃんと氏（にゃんと市観光協会）」キャラクター等の使用（変更・追加）について、次のとおり承認しましたので通知します。

承認番号  
著作権表示及び承認番号

- 1, 使用者
- 2, 使用目的
- 3, 使用対象物
- 4, 使用期間

年 月 日

## 使用不承認通知書

一般社団法人南砺市観光協会  
会 長 川 合 声 一<sup>⑩</sup>

様

令和 年 月 日付け、申請を頂きました「にゃんと氏（にゃんと市観光協会）」キャラクター等の使用（変更・追加）について、使用に関する規程第4条により不承認と致しましたので通知します。